

第4編人事労務 クロスアポイントメント制度に関する規程

公立大学法人宮城大学クロスアポイントメント制度に関する規程

令和元年10月1日

規程第177号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）における教育、研究及び産学連携活動を推進するために実施するクロスアポイントメント制度の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「クロスアポイントメント制度」とは、他機関の職員の身分を有する者が、当該他機関の身分を保有したまま法人の教員として雇用され、当該他機関及び法人の業務に従事することをいう。

(制度の適用)

第3条 理事長は、クロスアポイントメント制度を適用しようとする場合は、他機関の長と協定書を締結しなければならない。

- 2 理事長は、前項に規定する協定を締結する場合には、協定の内容について、様式第1号により、クロスアポイントメント制度を適用する者の同意を得るものとする。
- 3 クロスアポイントメント制度を適用する場合は、次の条件を全て満たさなければならない。
 - 一 法人の教育、研究及び産学連携活動の推進に資すること。
 - 二 法人の利益に相反していないこと。
 - 三 法人の教員としての倫理が保持されること。
 - 四 法人の教員としての職務遂行に著しい支障が生じないこと。
 - 五 その他法人の職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(手続)

第4条 第2条の規定によりクロスアポイントメント制度の適用を希望する法人の教職員は、学群、基盤教育群、研究科又は研究推進・地域未来共創センターの長（以下「学群長等」という。）に申し出るものとする。

- 2 学群長等は、前項に規定する申出があったときは、学群教授会、基盤教育群教授会、研究科教授会又は研究推進・地域未来共創センター運営委員会の意見を聴いた上で、様式第2号により、学長を経由して理事長に申請するものとする。
- 3 学長は、前項に規定する申請があったときは、教員人事委員会の議を経て、クロスアポイントメント制度の適用の可否について理事長に申出をするものとする。
- 4 理事長は、前項の規定による学長の申出に基づき、理事会の議を経て、前条第1項に規定する協定書を締結するものとする。

(適用期間)

第5条 クロスアポイントメント制度を適用する期間については、第3条第1項の規定により締結する協定により決定する。

第4編人事労務 クロスアポイントメント制度に関する規程

(制度適用期間中の所定労働時間及び給与の取扱い)

第6条 クロスアポイントメント制度により雇用する者の所定労働時間及び給与の取扱いについては、公立大学法人宮城大学就業規則（平成21年宮城大学規則第3号。）の規定にかかわらず、第3条第1項の規定により締結する協定により決定する。

2 前項に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度により雇用する者の就業に関し必要な事項は、法人と他機関との協議により決定する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（R1.9.25 第153回理事会）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（R3.3.24 第172回理事会）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（R5.3.22 第198回理事会）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第4編人事労務 クロスアポイントメント制度に関する規程

様式第1号（第3条関係）

クロスアポイントメント制度の実施に係る同意書

年 月 日

公立大学法人宮城大学理事長 殿

出向元 所 属
出向元 職氏名

印

私は、公立大学法人宮城大学クロスアポイントメント制度に関する規程第3条第2項の規定に基づき、下記のと通りのクロスアポイントメント制度を適用されることに同意します。

記

1 所 属 ○○学群

2 職 名 ○○

3 適 用 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

第4編人事労務 クロスアポイントメント制度に関する規程

様式第2号（第4条関係）

クロスアポイントメント制度実施申請書

年 月 日

公立大学法人宮城大学理事長 殿

学群長等職・氏名 ⑩

公立大学法人宮城大学クロスアポイントメント制度に関する規程に基づき、クロスアポイントメント制度の実施を申請します。

氏 名	
現所属・職名	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
クロスアポイントメント 制度による所属・職名・ エフォート率	(宮城大学):(所属・氏名) . % (他機関名):(所属・氏名) . %
クロスアポイントメント 制度を適用しなければなら ない理由	
クロスアポイントメント 制度の実施により期待さ れる成果等	

【添付書類】クロスアポイントメント制度の実施に係る同意書、個人調書、教育・職務・研究業績書